慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	行為論と歴史理論を分かつもの： 現代行為論からリクール『時間と物語』Ⅰを読む
Sub Title	La descrption historique et l'explication de l'action humaine: Autour de la reception ricœurienne de la théorie moderne de l'action
Author	長門, 裕介(Nagato, Yusuke)
Publisher	慶應義塾大学倫理学研究会
Publication year	2014
Jtitle	エティカ (Ethica). Vol.7, (2014.) ,p.57- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12362999-20140000-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

行為論と歴史理論を分かつもの

現代行為論からリクール『時間と物語』I を読む

長 門 裕 介

1．歴史叙述における〈方法論的個人主義〉の問題

ポール・リクールは『時間と物語』I（1983）において、行為論と歴史理論について興味深い問いを提示している。すなわち「合理性による説明のモデルが歴史理論と交叉する地点で、個人としての行為者に帰すことのできない行為の理由を説明すること」という問題である（TRI, p.185）。

われわれは一般に、一方では歴史の記述というのは何らかの意味で人間の行為が引き起こした出来事との関係を基礎に持っていると理解しており、他方では歴史の記述はひとりの行為者の意図や行為が及ぼしうる範囲を超えた（「スケールの大きな」）ものとしても理解している。この点からリクールの問いを再定式化するならば、「歴史の記述は個人の行為の記述に還元できるのか」ということになるだろう。

この問いに対して、肯定的な主張をするとすれば、さしあたりおよそ三つのポイントを出すことができるように思われる[1]。

第一には、歴史家がもし十分な時間と史料を持っているならば、見かけ上はどれほど困難であっても、最終的には歴史的出来事の因果的な原因としての（ないし合理的な説明上の）行為者を確定できるとする仮定である（行為帰属テーゼ）。第二には、歴史的事件は確かに個人の行為の及ぼしうる範囲を超えている場合があるが、それでもその歴史的事件を構成している下位の各出来事は個人によっているのであり、個人の行為による各

出来事の総和としての歴史叙述を想定しうるという考え方である（範列テーゼ）。そして三番目には、歴史叙述においては、個人を離れた規模の国家・団体を擬人化して主語にとることが許されてはいるが、それはあくまで「（例えば）ドイツという名を背負った」一個人の行為に還元できるか、あるいは個人の行動の説明を集団に対して類推的に適用することによって行われているとする考え方である（擬人法テーゼ）。

こうしたいわゆる〈方法論的個人主義〉が打ち出す各ポイントに関して、リクールは第二部第二章と第三章を通じて様々な仕方で応答・反論を行っており、そのなかには有名なA・ダントーの物語文の分析を適用したものや、アナール学派の社会史・構造史の成果といった歴史家の実践を援用したものが含まれている。だが、本論においては、そうしたなかから、それらに先立ってリクールが強い関心を示しており、自身の物語論と相補的な関係にあることを強調していたアンスコム、フォン＝ウリクトら英語圏の行為論の貢献を検討することからこの問題に光を当てる道を採りたい。

2．70年代のリクール諸論考における現代行為論の評価

現代行為論がリクールの解釈学に与えたインパクトを概観するにあたって、1977 年の「説明と理解」を引き合いに出すことから始めよう[2]。この論文においては、社会科学（歴史学を含む）と行為論は両方ともテクストを基礎に持った学としての並行関係があることが示唆されているが、この並行関係は、①対象と対象の記述の区別と②出来事に関する古典的な〈説明／理解〉の二分法モデルからの脱却、という二つの観点から要約できる。

前者について、リクールはアンスコムが行為の非因果説を導入する過程で、ある行為が意図的であるか否かを判定するにあたって行為そのものではなくその行為の記述に着目したことを高く評価している。

アンスコムは、行為を意味あるものか（ないし意図的なものか）そう

でないかを峻別する際に、当該行為の理由を尋ねる「なぜ why; pourquoi」に対して「なぜなら because; parce que」で答えられるものこそが意図的行為であるという基準を提出している。ここでは記述というものが問題になる。すなわち、あるひとつの行為 x（ノコギリを持った腕を前後させる）に対して y（木材を切り出すため）という記述のもとでは意図的であったものが z（大鋸屑を作り出す）という記述のものとでは意図できないと判定されることがありうるのである（Anscombe (1963) §6）。

行為はあるなんらかの記述のもとで理解されなければならない、というこのアンスコムの考え方は、ある行為の原因として行為者の心のなかにある自律した（そしてそれ故に私秘的な）意志の存在を仮定することなく意図的行為を論ずることを可能にした。行為の理解が記述に依存しているということは、あるひとつの行為に対して様々な記述が存在し、その各記述から別々の行為理解が出てくるということを意味している（Anscombe (1963) §19 及び§22）。

さて、行為という出来事は記述されること、つまり言語を介することによってひとつのまとまりを持った理解可能なものとして人間の前に現れるが、ひとつの出来事に対して複数の記述が許され、各記述が一定の自律した世界を保っているとすれば、行為論もまたある意味で、文学理論や歴史理論と同様に、広い意味でのテクストの理解を目的とする営みということになるだろう。リクールはここにアンスコムの意図的行為研究の最大の成果を見出している。

ただし、リクールはアンスコムの行為論を手放しで受け入れるわけではない。アンスコムは「なぜ……したのか」という問いとその返答によって理解可能になる行為の理由の秩序と原因–結果の連鎖から説明される因果性の秩序とを区別している。われわれは例えば、家族の手術の結果を待って病院の廊下で落ち着かなく脚を動かしているひとに対して「なぜそんなにせわしなく動き回っているのか」と問うことが出来る。それに対して「家族の手術の結果を待っていて、落ち着かなくて」云々、といった答え

を得ることが出来るだろう。しかし「落ち着かなくて脚を動かしている」という行為は意図的なものとは一般にはみなされない。それは「なぜ」に対して理由 reason を与えるものではなく、原因 cause によって答えているものだからである。つまり、アンスコムの意図的行為の判定基準は、「なぜ」に対して答えられる種類のものであり、かつ（生理的反応を含めた）因果関係による説明ではなく、理由によって答えられるもの、ということになる。

だが、リクールにとっては、人間の行為を理由の系と因果性の系にはっきり区別してしまい、理由の系のみを意図的行為にとって本質的だとする彼女の見方はあまりにも狭いものに映ったようである[3]。精神分析的な意味で用いられる「無意識な」ものに代表される人間の行為の多くは理由の系にも因果性の系にもどちらにも馴染まない、ちょうど中間に位置しているとリクールはいう。

こうした事情を踏まえて、リクールがアンスコム以上に高い評価を与えるのは当時の行為論を代表するもうひとりの論者であるフォン＝ウリクトである。フォン＝ウリクトの『説明と理解』はそのタイトルから察せられるように、解釈学の基本問題である（因果論的な）説明と（目的論的な）理解の関係について考察したものであるが、それは両者の対立を前提として一方を自然科学に、もう一方を精神科学に振り分けるという仕方ではなく、それぞれがどのような対象についてどのように機能するか、いいかえればどのような条件の下で説明や理解の形式は十全なものとなるか検討することを趣旨としていた。『説明と理解』のこのような基本姿勢が「（説明かそれとも理解かという）粗雑な二者択一から精緻な弁証法へ」至る道を模索していたリクールにとってひとつの光明であったことは間違いない。フォン＝ウリクトがリクールに与えた影響は多岐に渡るが、先にみたアンスコムの理由と原因の二分法を乗り越えているとリクールがみなしていると思われる箇所に限って見ておこう。

フォン＝ウリクトが「行為を理解する」と述べるとき、その前提とな

っているのはアンスコムの場合のように「行為者が実際にどのような実践的推論を行っているか」に着目するというよりも、行為を事後的（ex post facto）かつ三人称的に解釈する場合により力点を置いている（EU, chap. 2.4）。そうした地点にわれわれが立った場合、自然科学的な記述のなかにも目的論的な記述が入り込む余地がありうる（「かさぶたは出血を止める**ために**血液中の成分が変化して出来たものである」）し、歴史叙述にも因果論的説明が登場することがありうる（「A 国は B 国に占領された**ので**現在の A 国の法律は B 国のものに似ている」）ことに気づかされる（EU, Chap.3.1）。重要なのは、説明と理解が区別されるのは、考察の対象となる出来事が自然科学的な出来事か精神科学的な出来事かということではないし、「A だから B」「B のために A」といった言葉づかいによるのでもなく、説明の妥当性がなにに由来しているかである。

この説明の妥当性がもっとも問われる場面としてフォン＝ウリクトが検討し、リクールが評価するのは（意図的）行為を目的論的に説明する場合である。例えば「私が腕を動かして窓を開け室温を下げる」という一連の出来事を考えてみよう。さしあたり、この出来事は［S（腕を動かす），M（窓が開く），E（室温の低下）］という仕方で分節化できる独立した系であると考えられる。フォン＝ウリクトが主張したいのは、各項の関係を因果関係的に把握することではなく、各項が内的な結合を持つような志向的関係（この場合では「私は部屋を涼しくするために腕を動かして窓を開けた」）として行為は理解されるべきだ、ということである。

ここでのフォン＝ウリクトの基本的な対処は実践三段論法を以下のように解釈することによって、各項の関係が依存し合っている（＝独立の関係ではない）ことを示すことにある（EU, p.96）。

A は P を生じさせようと意図する
A は「a しない限り P を生じさせることは出来ない」と考える
ゆえに A は a にとりかかる

少しわかりにくいが、この推論は各項がヒューム的な意味で互いに独立の状態にあるわけではなく、内的な連関（論理必然性）を持ったものとして示されている。このポイントが経験科学的な法則（自然必然性）ではありえない点であるとフォン＝ウリクトは述べている。

さて、リクールは以上の推論過程に行為の解釈に特徴的な二つの系の交叉を見出している。

第一には、上記の推論には「a しない限り P を生じさせることは出来ない」という因果論的な説明と「ゆえに A は a にとりかかる」という行為の志向的な動機づけの理解が「P を生じさせる（リクールが幾度も強調して使う表現では「出来事の流れに介入すること l'intervention dans le cours des choses」）」という概念のなかに同時に埋め込まれているという点である。ここではアンスコムのように理由の系と因果性の系が互いに排除し合うことなく「はめこまれている」（TA, p.174）状態になっている。

もうひとつのポイントは、推論の順序に関わっている。実践的推論においては小前提「彼は窓を開けることによってのみ室温を下げることができる」という彼の為しうる行為に対する理解が「室温が下がったのは窓を開けたからだ」という因果的説明に対して常に先行している（EU, chap. 4.1）。したがって、理解（理由）の系と因果の二つの系は互いに排除しないものの、実践的な順番としては行為の志向論的理解が先立つことになる。「世界の歴史の一部分に適用される因果的説明は、われわれの行為能力の行使に属する力について認識ないし同定することなしには上手くいかない」というわけである（TA, p.174）。

この二つのポイントをもって、リクールはフォン＝ウリクトの行為論が「（互いに排他的な）説明と理解」という二分法を乗り越えていると主張するわけだが、これは歴史学における説明の位置づけと並行関係にある。歴史学においても、過去の人間の行為や意図を「理解」することを第一の目的とするのか、歴史的法則を物理学的法則の派生形態とみなして「説

明」することを目指すかについて対立があった。しかし、行為の場面と同様、歴史理論には理解と説明の二つの契機が不可欠であるとリクールは述べる。どういうことか。われわれはまず、歴史叙述をひとつの流れ・筋として理解するが、場合によってはその途中で単純には受け入れられない帰結に至ってしまうことがある。そのような理解困難な状況に対して(常識を用いた、緩やかなものとしての)一般法則を用いた妥当な説明が用いられることによって、適切な理解へと導かれる。これがリクールの「説明と理解」論文における二つ目の行為論と歴史理論の並行関係の内実である。

行為論とテクストを基礎にした文学理論・歴史理論の並行関係についての主張は 1971 年の「テキスト・モデル」においても既に現れていた。そこでは社会科学の対象となる有意味な行動についても、解釈学と同じように、行為を記述によって客観化された命題的対象とすること、行為の帰結が行為者の意図を離れて自律した役割を担うこと、行為を事後的に評価することの重要性、行為の再解釈を三人称的観点から行うことの意義が述べられている（TA, pp.190-197）。ただし、リクールがそこで念頭においていたのはケニーの意志論やオースティンやサールの言語行為論であり「説明」や「理解」に対する言及は限定的なものに留まっている。したがって、アンスコムとフォン=ウリクトの非因果説的行為論を待って、行為論と歴史理論の関係は一層緊密なものとして強調されるようになったのである。

３．『時間と物語』における行為論の位置づけ

しかし、『時間と物語』I において行為論と歴史理論の関係はテクスト理論を基礎に据えた単なる「並行」に留まらない、より積極的な規定を与えられることになる。70 年代の諸論考と『時間と物語』の最大の違いはこれまでテクスト（あるいはテクスト世界）が占めていた役割が「物語」というより射程の広い概念に取って代わったということである。この物語概念の中核には出来事同士が有機的な連関を持った仕方で記述されている

言語的構築物であるミュトスが据えられ、それを制作する＝筋立てる過程がミメーシス II と呼ばれる。このミメーシス II を中心にして、われわれの言語的構築物に対する理解プロセスの前過程としての行為の先行理解がミメーシス I、後続過程としてミュトスを読解し自己理解を変革するミメーシス III が派生し、それらが循環関係にあるとする。この段階に至ると、歴史叙述の理解にはそれに対応した理解の方法があり、フィクションにはそれに対応した理解があるというわけではなく、基本的にはあらゆる言語構築物がこのミメーシスの循環を経ることになる。すなわち、歴史学とテクスト理論の関係がどうであるかというよりも、歴史（叙述）理論のどの部分が三つのミメーシスのどの部分に対応しているかが問題になるのである。

では行為論が扱う問題系は三つのミメーシスのどこに対応していると考えられるだろうか。リクールはいくつかの箇所で行為論の功績はミメーシス I の範囲にあるとしているが、例えば三つのミメーシスと行為論の関係は次のように述べられる。

> ［実践的理解と物語的理解の関係についての］この問いへの答えは、物語論と英語圏の分析哲学がこれに与える意味での行為論の間の関係を支配することになる。私見によれば、この関係は二重である。それは前提の関係であるとともに変換の関係である。（TRI, p.89）

この引用から、行為論が導く実践的理解（「なぜ彼は x をしたのか」に対する答えになるような理解）はそのままでは物語的理解たりえず、それの前提に留まるか、あるいは変換を経て顕示的な物語的説明の性格を帯びることになるとリクールが考えていることが読み取れる。ここでの物語的理解とはなにか。それは「A のあとに B が（生じる）l’une après l’autre」という形式ではなく「A ゆえに B が　l’une à cause de l’autre」という仕方で組み立てられた理解である（TRI, pp.69-70）。物語的理解は前件と後件

が単に随伴して起こる挿話的なものではなく、蓋然的で有機的な連関を持っているもの、すなわち筋として出来事間の関係が理解される。だが、なぜ行為論が促す実践的理解は物語的説明たりえないのか。この点に関して、ここで言及されている行為論がアンスコムのそれであれば、人間の行為について理由の系からの解釈と説明の系からの解釈を二分してしまっていることから、十全な行為理解に至ることが出来ない、というような解釈をとることが出来る[4]。しかし、ここでの行為論をフォン＝ウリクトのものまで含むとすると事情は異なってくる。前節で説明した通り、フォン＝ウリクトは行為理解をまず第一に行為の志向的理解（「彼は室温を下げるべく窓を開ける」）に求めていたが、この志向的理解こそまさに「A ゆえに B が」「B のために A が」という仕方で内的に（論理的に）連関させるものだったはずである。このことから、フォン＝ウリクトの行為論の功績が物語的理解に届きえず、従って歴史叙述の理解については先行理解としての前提に留まらなければならないとすれば、その理由はどこに求められるべきだろうか、という問いが出てくるのである。

これに対するリクールの答えはおおまかにいって次のようになる。確かにフォン＝ウリクトは実践的推論によって行為の目的論的=志向的理解と因果的説明が（先後関係があるとはいえ）共同して働くモデルを定立することが出来た。しかし、これはあくまで形式的な成功であって、実際の歴史叙述の場合、実践的推論の前提に入れ込むファクターが膨大で複雑なものになってしまう。それゆえ、実践的推論に入れ込むべき意図以上の様々な異質な要素（状況、目的、相互作用、意図せざる結果）を理解可能なひとつの筋にまとめあげる「筋立て」という契機が必要になるが、そうしたことについてフォン＝ウリクトは特に触れていない。この点において意図的行為の実践的理解と物語論的理解の違いが生ずるのである、と（TRI, pp.197-202）。

以上のような理由からリクールはフォン=ウリクトの実践的推論をもとにした歴史の法則的説明からダントーら物語派の議論へと歩みを進めてい

く。しかし、それは『時間と物語』の構成上の理由からである。われわれはここで立ち止まって、行為理解においては馴染んでいたモデルが歴史叙述においてはどのようにして馴染まないかを検証してみることが出来る。それを示すために、本論の冒頭で予告した通り、〈方法論的個人主義〉と呼ばれることがあるドレイの三つのテーゼを検討することが新たな課題となる。

４．歴史叙述における〈方法論的個人主義〉の帰結　それは本当に十分に説明になっているのか

さて、リクールが現代行為論、とりわけフォン＝ウリクトのそれに見出した「記述の説明力」ないしは「（行為の）理解可能性」はよりスケールの大きい歴史叙述に於いても十全に働くのだろうか。リクールにとってその答えは明確にノーであった。だからこそ彼は「個人としての行為者に帰すことのできない行為の理由を説明すること」（TR1, p.185）としての物語論を要請したのであった。リクール自身のドレイへの批判は（むしろ物語論の重要性を主張するのに急ぐあまり）それほど明確なものではないが、『時間と物語』中で彼が述べている幾つかの示唆からドレイ的な個人主義への批判のポイントを再構成することが出来る。以下では方法論的個人主義の三つのテーゼについて、リクール自身の主張を参考にしながらいくらかの批判的なコメントを試みたい。

ここでもう一度、ドレイの主張を再確認してみよう。ドレイは歴史叙述が適切な説明を展開することの条件のひとつとして「合理的説明」が為されていることを挙げている。ここで合理化を要求されているのは「歴史物語のなかで言及される程度に十分重要である個人の行動について歴史家が与える説明」である。つまり「［歴史上の重要人物である］ある行為者が位置する状況に照らして、彼が選択した目的のためにとらねばならない手段について彼が計算 calculation[5]したことを再構成すること」ができれば

歴史的説明にとって十分であって、ヘンペルが主張したような歴史の一般法則は不要であるというのが彼の見込みだったのである。

ドレイがまず考えるのは、極めて困難であっても何らかの理想的状況を想定すれば、歴史的出来事の原因を必ず個人の計算に帰着させることは可能ではないかという仮定である。例えばその理想的状況とは、行為者（つまり歴史的人物）が行為に際して何らかの計算を行う際にもっていた無意識の計算すらも歴史家が考慮に入れることが出来れば、というところまで拡張されることになる。だが重要なのは、そこまでして再構成された行為に際しての計算や意図をわれわれが合理的、つまり納得のいくものとして受容するかということである。

なるほど確かに、アンスコムが示唆したように、われわれは行為のスコープを再記述によって拡大することが出来る。「私は窓を開ける」を「私は部屋の空気を入れ替える」や「私は客を迎え入れる準備をする」に再記述することはもちろん可能である。しかし、例えば「あるひとが窓を開けたときに入ってきた蚊に客の血を吸わせることで客に痒みをもたらし、痒み止めを買いに走らせた。そしてそのひとはそれを意図的に行ったのではないが、無意識に彼は客に痒み止めを買いに行かせたかったのである」という記述はどうだろうか。これは行為の意図せざる帰結であるが、もし無意識の計算や意図を組み込むことを許すならば、このような記述をわれわれはほとんど無限に作ることが出来る。もしこれが認められるとすれば、われわれの行為の記述は巨大なアコーディオンのようにどこまでも伸び縮みするものになってしまうだろう。

歴史叙述において、理想的状況を仮定してまでその原因を引き起こした人物を確定しなければならないのは、かなり行為者とその行為の帰結が空間的・時間的に隔たっている場合であろう。例えば「コロンブスの航海はヨーロッパ文明の拡散を引き起こした」という風にである。このような場合、コロンブスの意図とヨーロッパ文明の拡散はおそらく「意図せざる帰結」という関係になるだろう。このような歴史叙述が正当なものとして

認められるかは文脈次第だが、おそらくほとんどのひとが出来事間の関係に内的な結合が見られない不完全な記述であるとみなすか、あるいは端的に「それはひとつの象徴にすぎない」と解釈するだろう。意図せざる帰結の記述それ自体が即座に不合理な記述に直結するわけではないが、あまりにも意図的行為からかけ離れた帰結の記述は志向的な理解可能性の程度が低下する傾向にあるからである。

ほとんどの歴史家は先に述べたような不完全な記述による曖昧さを打ち消すために、それを正当化するような社会構造や地理的条件を説明に加えようとするだろう。しかしそうなると、ある出来事の原因としてひとりの人間を指示することの必然性がますます薄くなってしまう。ここがドレイ流の方法論的個人主義に於ける〈行為帰属テーゼ〉への批判となるだろう。

さて、次に問題になるのは歴史叙述の対象となる出来事はすべて、その最小単位としては個人の為した出来事に還元されるとする〈範列テーゼ〉である。

これはリクール自身も指摘していることだが、20 世紀の歴史学は、アナール学派のブローデルの『地中海』に代表されるように、人物が原因となるような事件史ではなく、数百年に渡ってほとんど変化しない長期持続（例えば地理的要因）を中心に扱った歴史叙述が存在するほど主題が複雑化ないし多様化している。このような場合、ドレイのように究極的な歴史の原因としての個人を同定するよりも、リクール自身がやってみせたように「準登場人物」として例えば「地中海」を主語に据えて説明を行う方が適切だということになる（cf. TRI, p.289-）。

最後に〈擬人法テーゼ〉との関連からもこの準登場人物について若干の補足的解説を行っておきたい。歴史叙述においては戦争や革命、同盟、寺院の建立といった複数の人間が関与する行為の記述が頻出する。そうした場合、通常われわれはそれらの参加者を羅列することはせず「ドイツ」「清教徒」「連合軍」「x 村の人々」というようにその集団を擬人化するよ

うにして行為者、行為の主語として扱うことになる。これは一般にも広く認められることであり、これが方法論的個人主義の最後のテーゼである〈擬人法テーゼ〉の根拠にもなっている。

ところで、歴史学の対象とはならないような一般的な行為の記述においても、建物を建築する場合のように、多数の人間が関与する出来事の記述というものはありうる。現代の行為論において、ひとつの目標を目指す複数人を同時に主語にしてとるような行為を共同行為 joint action;shared action と呼ぶが、シュバイカートによれば共同行為はそのあり方として二つに分類することができる。つまり個々人の行為の集積として扱われる「連携行為」と個々人の行為に還元できない行為である「集団行為」の二つをともに共同行為として呼ぶことがあり、その区分に注意しなければならないということである[6]。

示唆的なことに、リクールは準登場人物として「ドイツ」「清教徒」といった集団を擬人法的に扱い、行為の主語として据えることを認めているが、このシュバイカートの分類において準登場人物の行為者性は連携的な行為者性なのか集団的な行為者性なのか判然としないところがある。彼の準登場人物という概念は社会的本質体という概念と結びついているが、それは「個人的行為の土壌に分解不可能でありながら、他方ではその構成と定義において物語の登場人物とみなすことが出来る個人に言及する社会的本質体」（TRI, p.275）として扱われているのである。個人の行為の集積として擬人化されるのではないが、なんらかの仕方でその集団内の個人に言及することによって行為者性が担保されるというこの本質体の性格は、単に（共同）行為論の枠組みに収まらない物語的理解が要請している歴史叙述の機能であるということが出来る。

おわりに

ここまでの作業をまとめよう。われわれは 70 年代のリクールがアンス

コムやフォン＝ウリクトといった現代の行為論と歴史理論に 1）対象と対象の記述の区別と 2）出来事に関する古典的な〈説明／理解〉の二分法モデルからの脱却、という二つの共通点を見出していることを強調した。だが、『時間と物語』期において現代の行為論はミメーシス I の領域に活用が限定され、物語的理解の「前提」として背景に退いたように表面上は見える。しかし、歴史の理解が法則論的モデルから物語論的モデルへと切り替わる重要な箇所で言及されているフォン＝ウリクトの推論への評価をつぶさに見てみるならば、むしろ物語論的理解への先駆的形態として十分重要な位置を占めていることが確認できた。

とはいえ、行為の理解のモデル全体が歴史叙述の理解にそのまま適用できるわけではない。行為の理解と歴史の理解をそのまま結びつけてしまった思想家として、W・ドレイの〈方法論的個人主義〉の限界がどこにあるかも併せて指摘した。

『時間と物語』はその主題の性格上、行為の帰属、つまり意図的行為の責任の所在というテーマに関してはほとんど形式的に扱われている。行為の理論がリクールにおいて倫理学的な色彩を帯びているものとして『他者としての自己自身』（1990）が有名であるが、そこでは今度はフォン＝ウリクトに変わって、アンスコムが再び議論の俎上に乗せられている。そうした点も踏まえ、リクールに現代行為論がもたらしたものは決して小さいものではなく、中期以降の物語論／解釈理論全体に与えた影響も踏まえて以後も論じていく必要があるだろう。

（ながと・ゆうすけ　慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程）

1　W. H. Dray (1957), *Laws and Explanation in History*, pp.137-142 を参考にした。なおリクールも TRI, p.185 以下でドレイの応答を紹介している。

2　リクール解釈学全体におけるこの二つの論文の位置づけについては久米 (2012, pp.101-108) が明快な説明を与えている。当時のテクスト理論の状況と社会科

学方法論の関係から論文「テクスト・モデル」を研究したものとしては Zenkin (2012) が参考になる。

3 リクールとは異なる仕方でアンスコム的な行為の理由と因果性の区別に反論したものとしては、因果説を唱えるデイヴィットソンの一連の議論や「理由の空間」という概念によって両者の区別を架橋しようとした門脇 (2002, chap.4) などが挙げられうる。

4 久米 (2012, p.143) はこの解釈をとっている。

5 ドレイがここで述べている計算 calculation とは、行為者（ここでは歴史上の登場人物）が行為に際して行う合理的かつ実践的な推論ないし熟慮のことと見なしてよい。そして、ドレイの「合理的説明」とは、その目的−手段関係の推論過程を明るみに出すことに他ならない。詳しくは Dray (1957, pp.121-122) 及び TRI, p.183 を参照。

6 この還元可能な共同行為と還元不可能な共同行為については Schweikard (2008) を、還元論的プログラムからの再検討は古田 (2012) を参照。

参考文献

Ricœur, Paul (1983) *Temps et Récit*, Tome I (=TRI), Seuil.

—— (1986) *Du Texte à l'action* (=TA), Seuil.

Anscombe, G. E.M. (1963=2000 (2nd ed. rep.)) *Intension*, Harvard U. P.

Dray, W. H. (1957) *Laws and Explanation in History*, Oxford U. P.

Schweikard, D.P. (2008) "Limiting Reductionism in the Theory of Collective Intentionality", in *Concepts of Sharedness* (ed.H.B.Schmid et al.), Ontos Verlag.

Von wright, G. H. (1971=2012) *Explanation and Understanding* (=EU), Routledge.

Zenkin, S. (2012) "Social Action and its Sense: Historical Hermeneutics after Ricoeur", in *Ricoeur Studies*, Vol.3, No.1 (online text)

門脇俊介 (2002)『理由の空間の現象学』、創文社

久米博 (2012)『テクスト世界の解釈学』、新曜社

古田徹也 (2012)「共同行為とは何か　ブラッドマンの定義の批判的検討を通じて」（行為論研究会編『行為論研究』第二号所収）(online text)